

「子ども獅子祭り」の実施者は誰？ (所有者は誰？ シーズ 完結編)

コラムNo.8において「馬道具の所有者は誰？」、コラムNo.9において「小野社の所有者は誰？」を見てきましたが、まったく別の題材を扱いながら、同じ「歴史構造が生む問題」を浮き彫りにしているという点で共通しており、どれも明治の「一村一社合祀令」、戦後の「政教分離」が要因となっています。

戦後も松河戸の住民の心の中には、区会と神社組織を切り離すことが出来なかったため、このような問題は起きませんでした。区画整理による「島」という旧来の最小自治組織の解体が原因となって「政教分離」が意識されると「区会」対「神社組織」の問題として顕在化してきました。

子ども獅子祭りの経緯

松河戸には、もう一つ「区会」対「神社組織」として問題化したものがありました。

現在も行われている子ども獅子祭りです。

今年も白山神社の夏祭りが7月19日(日)に行われますが、この中で子ども獅子奉納が行われています。

この前身はタルオマントです。祇園祭に行われる「オマント奉納」の1週間前に子ども版として「タルオマント奉納」が行われていました。

このタルオマントは昭和38年まで続いていましたが、昭和39年からは、昭和37年を最後に廃止されたオマント奉納に代わり、「子ども獅子祭り」として祇園祭の奉納祭りとして現在まで続いています。

各島の宿に島の子ども達が集合して、各島の宿を回り御馳走やお土産をもらい、最後に白山神社へ行き獅子を奉納しお祓いを受けました。

平成30年からは、区画整理による「島」がなくなったことにより、実施主体としての「獅子祭実行委員会」が作られました。

この実行委員会が作られるに至って一つの論争がありました。

論争の内容と実行委員会の成立の経過

平成29年に島が無くなり、平成30年度からこの祭をどの様に行っていくかということでした。

平成29年6月17日に公民館で集会が行われた内容を見てみます。

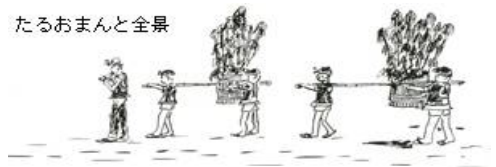
祭りの主体は島から丁目に移り、旧来形式の住宅が少なくなった今日、丁目ごとに宿を設けるには困難であることから公民館を各丁目班の宿にとしました。

そうすると、子ども達への祭菓子なども、丁目ごとに調達するより一括して購入するのがよいということになりましたが、その運営をどこが担うか、運営金をどう集めるかで問題となりました。

獅子祭りは、松河戸の子ども達の健康を祈願する住民の奉納祭りでしたので、本来、島から引き継ぎを受ける丁目町内会が行うのですが、各丁目の宿が公民館になったことで区会が行う方向にすすみました。

しかし、「奉納祭り」は“神社が行う神事”と“住民が行う奉納行事”の両方の性格を持つものの、「政教分離」「信仰の自由」から区会が主体で行うことには問題があると考える人もいました。

反対に、神社が主体で行って、区の自治会費を神社の奉納金に使うもの問題がありました。



たるおまんと全景

子どもタルオマント

昭和38年まで行われていました。



子ども獅子祭り 島の宿の時代

昭和39年～平成29年まで

写真は平成元年ハツ家島宿の皆さん



子ども獅子祭り

平成30年から公民館を宿とした

そこで、熟慮の結果出た結論は、区会、神社とは別の「獅子祭実行委員会」の設立でした。

この祭りを神社側の費用で氏子が実施する祭にすると意見もありましたが、獅子祭りは松河戸の子ども達全員の健康を祈願する住民の奉納祭りという位置づけでしたので、そうもいかず、「獅子祭実行委員会」が主体となって、区会と神社が協力して行っていくことになりました。

また、実行委員会の委員長に誰になるのか、白山神社の副総代と松河戸区の副区長が候補に挙がりましたが、当時の副区長の反対により委員長には神社副総代が就くこととなり、委員長補佐 2 名には神社総代長と区長を充てて委員長を補佐することとなりました。

これまでのコラムNo.8～No.10 の整理

- ・ コラムNo.8「馬道具」では、区画整理による島の解散で、島の馬道具の所有者が誰に移ったのか。
- ・ コラムNo.9「小野社」では、区画整理による土地移動で、県史跡文化財の小野社の土地が誰に移ったのか。
- ・ コラムNo.10「子ども獅子祭」では、区画整理による島の解散で、祭りの実施者は誰に移ったか。

を見てきましたが、どれも明治の「一村一社合祀令」、戦後の「政教分離」が要因となっており、区画整理による島の解散などが発端となりました。

全国にも多い同様の問題

下記は 4 月 22 日の中日新聞に掲載されていた小さな記事です。

熱田神宮の中にある末社の祭礼費などを、地元の町内会が支出するのは信仰の自由の侵害だとして、町内会員の一人が町内会に 220 万円の損害賠償を求めた記事ですが、戦後、憲法 20 条により「政教分離」となり「信教の自由」が保証されたことによる、よくあるトラブル問題です。

結果は、和解で「町内会費から支出しないこと」となりました。

しかし、住民にとっては地域の鎮守社であり、「鎮守の森」と一体となり、氏神・産土神と重なり合いながら、その土地の安全や繁栄を祈る場として機能してきた神社が、戦後一転して、「政教分離」となり「信教の自由」が保証され、我が町の神社が宗教法人となっても、地域の鎮守社であることに変わりありません。

古代から戦前まで、住民の生活の中に深く根付いてきた神社の祭礼費などを、地元の町内会が支出することにも理解できます。

訴訟住民は、「慣習として神社への支出を続ける町内会は全国に多く、今回の和解を機に見直しが進めば」と言っているのに対し、町内会長は市を通じ「取材には応じられない」とコメントしたのが印象的でした。



松河戸町は、村組織が出来て 530 年以上の歴史があり、市内でも最も古い町の一つです。

平成 29 年区画整理が終了し、最小自治組織である島がなくなりました。

松河戸町は区画整理で多くの人口流入がありました。

島がなくても、従来からみえる区民、氏子また転居されてきた方も皆松河戸住民です。

お互い、松河戸町をより良い街にするため頑張りましょう。

熱田神宮末社祭礼費
住民と町内会が和解
2026/4/22 会費から支出せず
名古屋市熱田区にある熱
田神宮末社の祭礼費などを
地元の町内会が支出するの
は信教の自由の侵害だとし
て、会員の男性(83)が町内
会に 220 万円の損害賠償
を求めた訴訟は、名古屋地
裁(作田寛之裁判長)で和
解が成立した。今後は町内
会費から祭礼費などの支出
をしないと定める内容。14 日
付。

男性は、加入する伝馬本
町町内会が末社の祭礼費や
光熱費として毎年約 20 万円
を支払い、熱田神宮の例祭
「熱田まつり」への奉賛金
も出していることは、神社
神道という宗教への支出に
当たると主張。町内会に支
出をやめよう求めたが受
け入れられず、従えない場
合は退会を求められたた
め、昨年 5 月に提訴した。

和解案項では、徴収した
町内会費から祭礼費や奉賛
金の支出をしないほか、会
員に宗教行事への参加を強
制しないとした。光熱費に
ついては、町内会が末社の
社務所を集会所として利用
しており宗教的意義はない
として、これまで通り支払
うとした。

男性は 20 日、報道陣の取
材に「主張が認められ良か
った。慣習として神社への
支出を続ける町内会は全国
的に多く、今回の和解を機
に見直しが進めば」と期待
した。町内会の会長は市を
通じ「取材には応じられな
い」とコメントした。

2026 年 4 月 22 日
中日新聞掲載

松河戸文化科学探求隊 隊長 長谷川 浩

<https://matsukawado.org/>

ホームページ「松河戸の沿革」の
コラム・逸話ページには、
コラム No.1 から掲載しています。

※コラムは、ネタが見つかるまで
しばらく休止します。

